

中野市一般廃棄物の処理手数料について  
(し尿処理手数料等の改定案)

平成 31 年 2 月

# 1 概要

現在、本市のし尿等を処理している北信保健衛生施設組合の豊田衛生センターは昭和 62 年 10 月から稼働しており、施設設備・機械機器の老朽化に伴い、組合と組織自治体間で施設の今後の在り方について検討を進め、平成 25 年 3 月末で長野市の旧豊野町が、し尿処理事業から離脱したことから、し尿処理について共同処理をしている本市と山ノ内町での独自処理をする方向となり、本市では中野浄化管理センター敷地内へし尿投入施設を建設し、独自処理をしていくこととなった。

# 2 現状

し尿投入施設については、国の補助金を活用し、当初は中野浄化管理センター敷地内に下水道処理施設とは別に建設する予定で平成 31 年 3 月に完成予定で進めていたが、国の大きな方針転換があり、「公共下水道」施設の一部として、既存の公共下水道施設へし尿処理施設の一部を設置することが可能であるとの見解に変わったことから、既存下水道施設を利用する設計に大幅に見直したところ、施設完成時期に遅れが生じる見込みとなり、2019 年（平成 31 年）12 月末の完成予定となった。

なお、豊田衛生センターの運営は平成 31 年 3 月末で終了することから、し尿投入施設が完成するまでの間のし尿の処理については、岳北広域行政組合のグリーンパークみゆき野（飯山市）へ処理を委託する予定である。

# 3 し尿処分手数料の設定等について

現在の豊田衛生センターの処分手数料は、北信保健衛生施設組合で金額を決定していることから、新施設の処分手数料については、中野市として料金を設定する必要がある。

また、消費税率の改定も予定されていることから、し尿、家庭雑排水の処理手数料の料金改定も検討することとする。

## 4 し尿等の収集実績及び料金改定経過

### ●し尿等収集実績（各年度）

項目		実績										
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
し尿	収集量 (kl)	7,838	7,275	6,789	6,409	6,062	5,565	5,382	4,876	4,577	4,284	4,200
	収集人口 (人)	9,765	8,626	8,076	6,896	6,721	6,398	6,066	6,074	5,650	5,322	5,092
浄化槽汚泥	収集量 (kl)	2,542	2,680	2,240	2,145	2,084	2,194	2,313	1,933	2,176	1,861	2,159
	収集人口 (人)	3,206	3,102	2,939	2,831	2,728	2,595	2,582	2,469	2,436	2,415	2,379
家庭雑排水	収集量 (kl)	204	182	204	170	145	118	142	114	124	94	115
	収集人口 (人)	10,166	9,014	8,443	7,250	7,062	6,722	6,389	6,383	5,955	5,624	5,389

※平成31年1月末人口 44,637人（住民基本台帳）

【し尿、浄化槽汚泥】

収集量…北信衛生施設組合の月報報告

収集人口…長野県生活排水処理状況調査回答数値

【家庭雑排水】

収集量…収集業者からの月報報告

収集人口…市積算想定値

### ●地区別収集件数

地区名	し尿			浄化槽汚泥			家庭雑排水		
	H28	H29	差引	H28	H29	差引	H28	H29	差引
中野	167	156	-11	25	23	-2	46	48	2
日野	165	157	-8	30	30	0	59	48	-11
延徳	118	118	0	49	54	5	100	130	30
平野	275	265	-11	74	82	8	139	171	32
高丘	168	157	-10	73	76	3	72	52	-20
長丘	50	54	4	11	10	-1	9	11	2
平岡	256	245	-12	91	91	0	64	116	52
科野	182	177	-5	34	31	-3	48	64	16
倭	184	184	0	41	44	3	51	54	3
豊津	112	111	-1	48	47	-1	3	4	1
上今井	88	83	-5	18	20	2	6	9	4
永田	98	108	10	74	91	17	3	4	1
合計	1,863	1,815	-48	568	599	31	600	711	112

### ●料金改定経過

【し尿等】

（単位：円/18ℓ）

改定年・月 （西暦）	S57.4 (1982)	S59.4 (1984)	S59.6 (1984)	S61.4 (1986)	H元. 4 (1989)	H4.4 (1992)	H4.11 (1992)	H7.4 (1995)	H9.4 (1997)	H9.6 (1997)	H13.6 (2001)	H28.6 (2016)
処分手数料	13	13	14	14	14.4	14.4	14.4	14.4	14.7	14.7	14.7	14.7
汲取り料金	77	80	79	82	83.6	96.6	96.6	105.6	105.3	115.3	125.3	142.3
処理手数料	90	93	93	96	98	111	111	120	120	130	140	157

※消費税改定年月

H元. 4 (1989) →消費税3%

H9.4 (1997) →消費税5%

H26.4 (2014) →消費税8%

## 5 し尿等処分手数料の設定

### 5-1 し尿等処分手数料の積算方法

し尿等処分手数料については北信保健衛生施設組合で定めていたが、今後は中野市で定めていくこととなるため、受益者負担を鑑み「中野市受益者負担の適正化に関する指針」により積算することとする。

## 5-1-① 中野市受益者負担の適正化に関する指針による積算

指針6ページの負担割合中、し尿投入施設は公共的サービスであり、下水道区域外の市民にとっては必需的サービスであり、下水道区域内の市民にとっては選択的サービスと考えられるため、受益者負担は0%~50%の間と考えられる。

### ・し尿投入施設年間想定経費

項目	金額(円)	備考
電気料	2,145,516	し尿等投入施設に設置する機器の電気料 178,793円×12ヶ月=2,145,516円
水道料	259,200	場内の清掃等に使用 216円×100m <sup>3</sup> ×12ヶ月=259,200円
印刷製本費	99,000	領収書 450円×200冊×1.1=99,000円
下水道使用料	22,605,456	し尿を12倍に希釈して下水道で処理をする 1,883,788円×12ヶ月=22,605,456円
し尿等投入施設管理業務	22,385,000	20,350,000円×1.1=22,385,000円
修繕費	500,000	概算額
制御盤等の保守費	500,000	概算額
人件費	3,281,340	平均給与6,434,000円×0.51人=3,281,340円
計	51,775,512	

### ・受益者負担 25% (4分の1) で積算した場合

し尿等投入施設年間想定 経費の4分の1 (A)	14.7円の場合の歳入 (B)	(A) / (B)
12,943,878円	5,193,183円	2.49倍

現状の2.49倍の金額にする必要があるが、指針10ページの激変緩和措置で、現行の受益者負担額の1.5倍を改定上限としているため、1.5倍の金額とする。

投入手数料 14.7円×1.5倍=22.05円≒22円

## 5-2 検討及び採用

急激な増額は市民からの理解が得られないと想定されるため、5-1-①の中野市受益者負担の適正化に関する指針による積算結果を採用したい。

なお、指針17ページにより3年ごとに見直すこととする。

## 6 し尿等汲取り手数料の改定

直近では、消費税が5%から8%への増税と、「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」（平成26年10月8日付け環廃対発第1410081号、環境省大臣官房長官廃棄物・リサイクル対策部長通知）において、業務の確実な履行を求める基準として、受託料が受託義務を遂行するに足りる額であることが定められていることから、平成28年6月にし尿等汲取り手数料の改定をしており、今回の料金改定では2019年（平成31年）10月に消費税の増税が予定していることから、前回と同様な手数料改定を検討したいと考えている。

なお、検討後の改定手数料については、「2 現状」で示したとおり、2019年（平成31年）12月末にし尿等投入施設が完成予定であることから、2020年（平成32年）1月から改定手数料を適用することとしたい。

### 6-1 し尿等汲取り手数料の改定積算

し尿等汲取り手数料の改定は、次のとおり積算することとする。

- ・業者の収支から消費税増税を見込んだ積算・・・6-1-①
- ・消費税率のみを勘案した積算・・・・・・・・・・・・6-1-②

## 6-1-① 業者の収支から消費税増税を見込んだ積算

### ■ 1台1ヶ月当たりの経費（市内業者資料）

科目	金額(円)	内 訳
① 人件費	475,000	給料・賞与・諸手当等
② 福利厚生費	81,714	社会保険料・退職金積立て・被服費・厚生費等
③ 車両費	247,168	減価償却費・租税公課・保険料等
④ 流動費	197,791	車両維持費・燃料費・消耗品費等
⑤ 一般管理費	92,748	事務消耗品費・光熱費・事務所管理費等
諸経費	5,472	①～⑤合計×0.5%
消費税相当額	87,991	消費税8%(消費税10%:109,989円)
計	1,187,884	10%(1,209,882)

### ■ 1台1ヶ月当たりの汲取り収入料金

収集量 (ℓ)	汲取り収入料金 (円)
①	(①/18 ℓ) × 142.3 円
151,200	1,195,320

### ■ 1台1ヶ月当たりの収支差引

消費税率別の経費	汲取り料金 (円)	経費 (円)	差引額 (円)
8%の場合	1,195,320	1,187,884	7,436
10%の場合	1,195,320	1,209,882	△14,562

以上の事から、消費税が10%に上がると収支がマイナスとなることが想定されるため、収支がマイナスにならないように手数料を増額すると、

$$((151,200/18) \times A) - 1,209,882 = > 0$$

$$A \geq 144.033 \dots \div \underline{145 \text{ 円}}$$

## 6-1-② 消費税率を勘案した積算

$$142.3 \text{ 円} : 1.08 = A : 1.10$$

$$A = 144.935\cdots \approx \underline{\underline{145 \text{ 円}}}$$

## 6-2 検討及び採用

6-1-①及び6-1-②により、同額料金で積算された 145 円を採用したい。



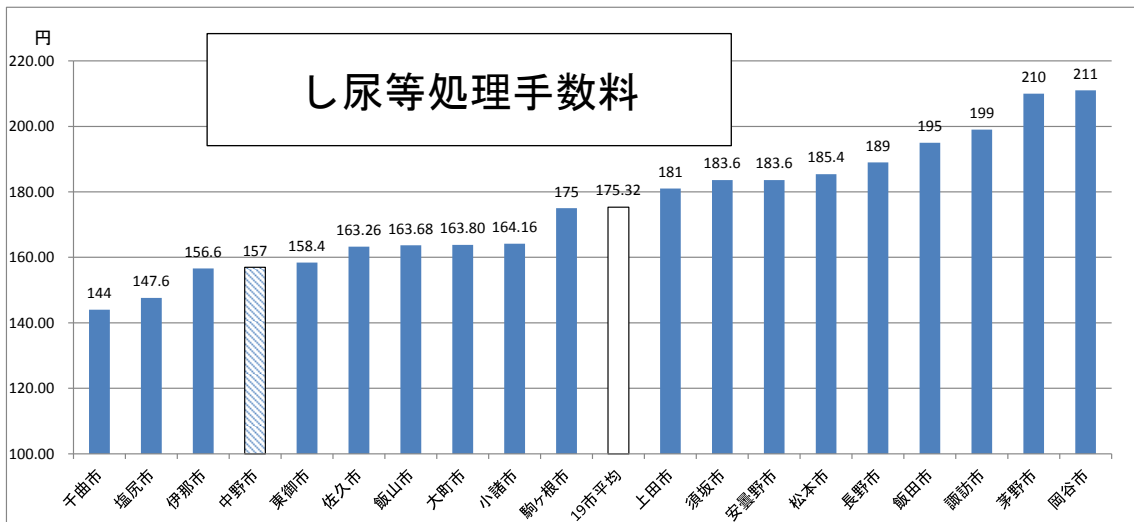
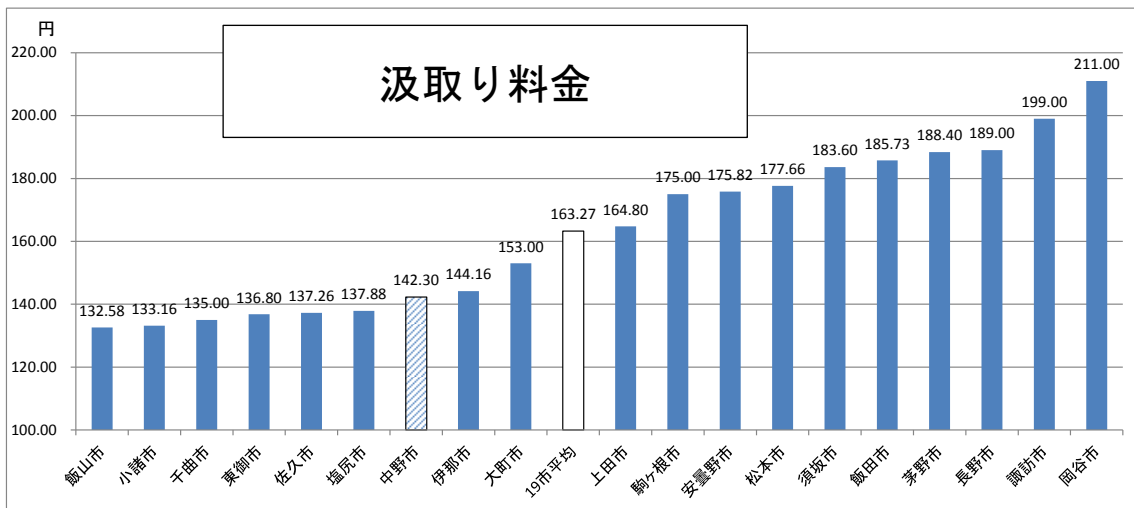
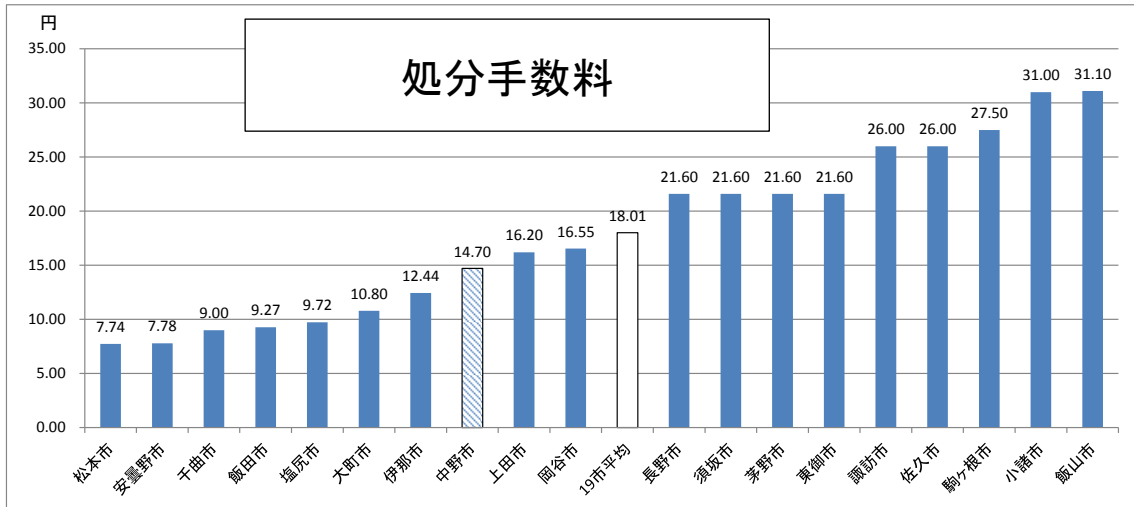
●19市し尿等汲取り料金一覧（H30.12.1現在）

（単位：円／18ℓ）

市名	処分手数料		汲取り料金		し尿等処理手数料	
	処理料金	順位	料金	順位	基準料金	順位
長野市	21.60	12	189.00	17	189.00	15
松本市	7.74	1	177.66	13	185.40	14
上田市	16.20	9	164.80	10	181.00	11
岡谷市	16.55	10	211.00	19	211.00	19
飯田市	9.27	4	185.73	15	195.00	16
諏訪市	26.00	14	199.00	18	199.00	17
須坂市	21.60	12	183.60	14	183.60	12
小諸市	31.00	18	133.16	2	164.16	9
伊那市	12.44	7	144.16	8	156.60	3
駒ヶ根市	27.50	17	175.00	11	175.00	10
大町市	10.80	6	153.00	9	163.80	8
飯山市	31.10	19	132.58	1	163.68	7
中野市	14.70	8	142.30	7	157.00	4
茅野市	21.60	14	188.40	16	210.00	18
塩尻市	9.72	5	137.88	6	147.60	2
佐久市	26.00	16	137.26	5	163.26	6
千曲市	9.00	3	135.00	3	144.00	1
東御市	21.60	11	136.80	4	158.40	5
安曇野市	7.78	2	175.82	12	183.60	13
19市平均	18.01		163.27		175.32	

※長野市の処分手数料は市負担

●19市し尿等汲取り料金一覧グラフ（平成30年12月1日現在）



## 7 家庭雑排水汚泥処理手数料の改定

近年は人口の自然減及び水洗化の促進等により、収集人口、汲み取り件数の減少が進み、それに伴い家庭雑排水汚泥の汲取りは減少しており、家庭雑排水汚泥の処理は公衆衛生の向上において重要な役割を担うものであり、処理許可業者による業務の安定的継続は市民の生活環境保全と公衆衛生向上に必要不可欠なものであり、現在当市では1業者のみで実施している状況である。

なお、料金改定については、平成9年を最後に料金改定が行われておらず、消費税増税や下水道や浄化槽の普及による汲み取り量の減少等で現在の実情に合っていないため、料金改定が必要である。

### ●【家庭雑排水の料金改定経過】

(単位：円)

改定年・月 (西暦)	S62.4 (1987)	H4.4 (1992)	H9.6 (1997)
100ℓ未満	1,000	1,120	1,210
100ℓ～150ℓ未満	1,300	1,460	1,580
150ℓ～200ℓ未満	1,600	1,790	1,940
200ℓ～250ℓ以下	1,900	2,130	2,300
250ℓを超える場合は、 その超える50ℓ(50ℓ 未満の端数は、50ℓと する。)ごとに	300	340	360

## 7-1 家庭雑排水汚泥手数料の改定積算

「6 し尿汲取り手数料の改定」にならうこととし、次のとおり積算する。

- ・業者の収支から消費税増税を見込んだ積算・・・7-1-①
- ・消費税率のみを勘案した積算・・・・・・・・・・・・7-1-②

### 7-1-① 業者の収支から消費税増税を見込んだ積算

#### ■ 1台1ヶ月当たりの収集量に係る料金（汲取り料金）

収集量 (ℓ)	汲取り料金 (円)
9,666	108,036

※H29年実績を月平均にした数値

#### ■ 1台1ヶ月当たりの収支差引

家庭雑排水とは別に産業廃棄物に指定される収集運搬も同一車種で実施しており、家庭雑排水収集運搬における比率は、10%程度との事であるため、経費は6-1-①の10%として取り扱う。

消費税率別の経費	汲取り料金 (円)	経費 (円)	差引額 (円)
8%の場合	108,036	118,788	△10,752
10%の場合	108,036	120,988	△12,952

以上のことから、現状はどちらも収支がマイナスとなることから、現状の汲取り料金を何倍にすれば、業務を適正かつ安定的に継続していくに足りる額になるかを積算すると、

$$108,036 : 1.0 = 120,988 : A$$

$$A = 1.11988 \dots \div 1.12 \text{ 倍}$$

- ・100ℓ未満・・・1,210円×1.12倍=1,355.2≐1,356円
- ・超過料金・・・360円×1.12倍=403.2≐404円

## 7-1-② 消費税率のみを勘案した積算

消費税5%時から料金改定していないため、10%に改定すると、

・100円未満

$$1,210 : 1.05 = A : 1.10$$
$$A = 1267.6 \div \underline{\underline{1,268 \text{ 円}}}$$

・超過料金

$$360 : 1.05 = A : 1.10$$
$$A = 377.142 \dots \div \underline{\underline{378 \text{ 円}}}$$

## 7-2 検討及び採用

平成9年から料金改定はされておらず、物価上昇や消費税増税を考慮し、また、業務を適正かつ安定的に継続していくに足りる額が必須であるため、7-1-①の業者の収支から消費税増税を見込んだ積算を採用したい。

## 8 各手数料改定案

各手数料改定案は下記のとおりである。

※改定予定日：2020年（平成32年）1月1日

### ■処分手数料・し尿処理手数料

（単位：円／18ℓ）

区 分	現 行	改 定	差 引	改定率
処分手数料	14.7	22	7.3	149.7%
汲取り手数料	142.3	145	2.7	101.9%
し尿処理手数料	157	167	10	106.4%

### ■家庭雑排水汚泥処理手数料

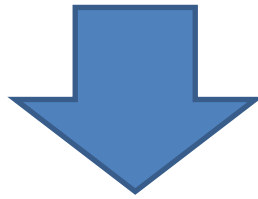
区 分		現行(円)	改定(円)	差引 (円)	改定率
基本料金	100ℓ未満	1,210	1,356	146	112.1%
	100ℓ以上150ℓ未満	1,580	1,770	190	112.0%
	150ℓ以上200ℓ未満	1,940	2,173	233	112.0%
	200ℓ以上250ℓ以下	2,300	2,576	276	112.0%
超過料金	250ℓを超える場合は、その超える50ℓ(50ℓ未満の端数は、50ℓとする。)ごとに	360	404	44	112.2%

## 9 各手数料改定による家庭への影響額

一般家庭への各手数料改定による年間の影響額は、次のとおりである。

現 行 料 金							
区分	世帯種別	処理対象	施設	年間排出量(ℓ) ①	年間処理手数料(円) (①/18ℓ×157円) ②	点検・検査費等(円) ③	費用総額(円) (②+③)
汲み取り		トイレの排水	汲取り式トイレ	1,295	11,295	0	13,235
		台所、風呂の排水等	家庭雑排水槽	161	1,940	0	
簡易水洗		トイレの排水	簡易水洗式トイレ	3,019	26,332	0	28,272
		台所、風呂の排水等	家庭雑排水槽	161	1,940	0	
浄化槽		トイレの排水	浄化槽	2,522	21,997	25,000	46,997
		台所、風呂の排水等					
下水道		トイレの排水	下水道	17m <sup>3</sup> (2,926円) ×12回	35,112	0	35,112
		台所、風呂の排水等					

※家庭雑排水手数料（150ℓ～200ℓ未満）1,940円の現行料金を適用



改 定 料 金							現行との 差額(円)	
区分	世帯種別	処理対象	施設	年間排出量(ℓ) ①	年間処理手数料(円) (①/18ℓ×167円) ②	点検・検査費等(円) ③		費用総額(円) (②+③)
汲み取り		トイレの排水	汲取り式トイレ	1,295	12,015	0	14,188	952
		台所、風呂の排水等	家庭雑排水槽	161	2,173	0		
簡易水洗		トイレの排水	簡易水洗式トイレ	3,019	28,010	0	30,183	1,910
		台所、風呂の排水等	家庭雑排水槽	161	2,173	0		
浄化槽		トイレの排水	浄化槽	2,522	23,399	25,000	48,399	1,401
		台所、風呂の排水等						
下水道		トイレの排水	下水道	17m <sup>3</sup> (2,981円) ×12回	35,772	0	35,772	660
		台所、風呂の排水等						

※家庭雑排水手数料（150ℓ～200ℓ未満）2,173円の改定案料金を適用

下水道使用料は改訂案料金を適用